

## プロポーザル提案書に係る説明書

この説明書は、本町が実施する「令和6年度かつらぎ町公共施設EV充電器の設置に係るプロポーザル提案書」について説明するものです。プロポーザル提案書を提出する場合は、あらかじめ、この説明書の内容を読んで、本町の意図を理解してから記載してください。提案書内(審査基準:A-1)といった記号については、審査基準の対応する大分類・視点を示します。

また、同提案書に記載のない重要事項については、任意の様式で資料を提出していただいて構いません。

なお、この説明書に記載の項目番号は、「かつらぎ町EV充電器の設置に係るプロポーザル提案書」記載の番号と対応しているため、3から開始しています。

### 3. 事業実績について

EV充電器は利用期間が長期にわたるため、今後の事業の安定性を判断する目的で同種の事業の実績をお聞きしています。

#### (1) 日本全国におけるEV充電器の設置実績

ア 地方公共団体が保有する土地に設置したもの

都道府県、市町村、特別区等が保有する土地、公共施設等への実績を記してください。

イ 民間事業者の保有する土地に設置したもの

アに該当しない実績について記載してください。

ウ 表中の記載欄について

① 「契約成立件数」の欄については、充電器の設置について相手方との合意に至った総件数を記載してください。なお、ここでいう「件数」は、設置前のものを含むため、「契約件数」を指しています。

② 「設置基数(口数)」の欄については、既に設置が完了している充電器について、その設置基数及び口数を記載してください。口数が不明の場合は、「(不明)」と記載してください(不明である場合は、その理由を記入すること)。なお、ここでいう「基数」とは、「設置が完了した充電器の数」を指しています。

#### (2) 和歌山県におけるEV充電器の設置実績

(1)と同様に、和歌山県内の実績について記載してください。

### 4. 事業内容について

事業全体の必要工程、保守内容等の把握を目的にお聞きしています。

(1) 充電器の設置について、工程及び目安期間を教えてください。あらかじめ必要工程が確立されており、計画的な事業実施が期待できるかを把握するための設問です。実際の工程は、設置候補地の状況によって変化しますが、これまでの設置実績において最も典型的な候補地における標準的な工程について記載してください。

(2) 設置工事及び保守について、地元業者に実施させることが可能か教えてください。本町としては、地元業者支援の観点から、地元業者を活用したいと考えています。

一方、事業の適切な実施には、一定の技術力等を有する者の施工が必要不可欠であるため、事業の実施に無理が生じない範囲において、地元業者への実施をご検討ください。

## 5. 本町及び利用者の負担について

(1) 充電に関する電気料金の負担者について教えてください。

ア「①負担者」については、既存の受電設備を使用する場合と、新規に受電契約をする場合とで負担者が異なる場合も想定されます。この場合は、パターン分けをした上で、御社がEV充電器を設置した場合にどのような条件でどちらの方式になるのか分かるように記載してください。

### ①負担者

A 新たに弊社が受電契約を締結する場合：弊社

B 既存の受電設備を利用する場合：かつらぎ町

イ「②電気料金の還元策等」とは、本町が電気料金の負担者となる場合において、電気料金の支払後、本町が支払った電気料金相当額を提案者が本町に支払うなどの「本町の負担を軽減する方法」を指します。この場合において、提案者が本町に電気料金相当額を支払う時期(月毎、年度毎、協議により決定可能など)についても記載してください。

(2) 利用者の利用料金について教えてください。

利用料金についても、普通充電又は急速充電の別、時間帯等で額が異なる場合が想定されます。この場合においては、次のように充電パターン毎に料金を記載してください。この場合、充電速度も記載してください。

○会費 4,620円/月

A 普通充電(3kW) 2.75円/分

B 普通充電(6kW) 4.85円/分

※会費がない場合は、「○会費 0円」としてください。

※料金体系が複雑な場合は、別紙で料金表を添付してください。この場合は、料金表に資料番号を付し、回答欄に当該資料番号を記載してください。

## 6. 利用者の利便性について

(1) 充電の性能について教えてください。

ア 5(2)でも一部触れていますが、充電の速度について記載してください。「充

電性能」とは、出力電圧、出力電流、出力電力等を指します。

イ 充電性能を欄内に記載することが困難な場合は、別紙で「充電性能表」を添付してください。この場合は、充電性能表に資料番号を付し、回答欄に当該資料番号を記載してください。

(2) 充電に用いるアプリ、カード等の種類と登録者数について教えてください。

本町は、町民が利用しやすい充電器を設置したいと考えております。そのため、充電器の利用に当たっては、次の要素が重要であると考えています。

ア 新規登録が容易であること。

イ 利用可能なカード等の種類が豊富であること。

ウ 既に多数の利用者が存在するカード等で利用できること

エ その他充電器の利用に係る手続きが利用者の負担とならないこと。

(3) 利用料金の支払方法について教えてください。

本町は、充電器の利用料金は、現金、電子決済、クレジットカードなど様々な方法で支払えることが望ましいと考えています。そのため、次のように支払方法の分類と具体的なサービス名を記載してください。

① 大分類 現金、クレジットカード、電子決済

② サービス名

・クレジットカード(VISA、JCB、MasterCard・・・)

・電子決済(PayPay、suica、WAON・・・)

## 7. 保守について

本町としては、充電器設置後の維持管理、保守、問合せ等について、本町職員の手を介さず、かつ、本町の費用負担なしで、実施していただきたいと考えています。

(1) 保守の具体的内容について教えてください

過去の実績に基づき、本町でも想定される保守行為を無償又は有償に区分して、それぞれ具体的に記載してください。

ア 保守内容が欄内に記載できない場合は、別紙で保守明細表を添付してください。この場合は、保守明細表に資料番号を付し、回答欄に当該資料番号を記載してください。

イ 無償保守以外の保守全てが有償保守、有償保守以外の保守全てが無償保守などといった記載方法でも問題ありません。

(2) 保守の実施体制について教えてください

維持管理、保守、問合せ等について、本町職員の手を介さず、事業者側で完結させるための実施体制、連絡先、保守拠点の所在地等を記載してください。

- ア 保守体制が欄内に記載できない場合は、別紙で保守体制表を添付してください。この場合は、保守体制表に資料番号を付し、回答欄に当該資料番号を記載してください。
- イ 本町としては、発生頻度が高い故障に対し、どの程度の期間で現場確認が終了するかなど保守の迅速性、確実性等に関する情報が記載されているとありがたいです。
- ウ 充電器に故障が発生した場合、利用者が問合せをしたい場合等の連絡先の表示、案内等についても、具体的な内容が記載されているとありがたいです。

- (3) 休日夜間において、本町職員が関与せずに保守及び問合せへの対応が可能ですか。  
様々なパターンが想定されるかと思いますが、まず、発生頻度の高い典型例についての一般的な結論を記載してください。次に、例外事例を記載してください。

(回答例)

可能です。ただし、次に該当する場合には、職員への連絡、立会等が必要となります。

- ① 故障原因が施設内配電盤であり、夜間における修繕が必要な場合
- ② 充電器の故障が、施設又は施設の附帯整備に被害を与え、又は被害を与えるおそれが高い場合。

- (4) 契約期間満了時の充電器の取扱い及び本町の費用負担について教えてください。  
ア 「①充電器の取扱い」については、契約満了時における充電器撤去の必要性など充電器の取扱いについて記載してください。また、契約の延長又は更新が可能な場合は、当該延長又は更新時における充電器の取扱いについても記載してください。  
イ 「②撤去等に係る本町の費用負担及び概算額」については、これまでの実績を基に、事例の多い典型例について記載してください。

- (5) 設置済の充電器について、ソフトウェアや機能のバージョンアップが可能ですか。  
例えば、普通充電器設置後の急速充電器への変更、認証・決済システムのバージョンアップによる利便性の向上等について記載してください。この場合において、新たな費用負担が必要な場合は、その概算額についても記載してください。

## 8. その他

- (1) 利用者に関するデータ収集について教えてください。  
本町がEV充電器利用者の分析を行うための、利用者に関するデータ収集の方法についてご記載ください。

(例)

- ・問い合わせにより利用日時と、利用者の所属する都道府県、充電車両情報を提供可能
- ・専用システムより随時データ出力可能(出力データは利用時間、利用者の所属する都道

府県、充電車両情報)

※現在は、利用日時と利用者の居住地(都道府県及び市区町村まで)について情報を収集しております。

- (2) 役場本庁舎には令和6年1月に設置された普通充電器が1基(3口)あります。当該機器を更新する場合のかつらぎ町の負担について教えてください。

この設問については、作成当時は不明であったものの、後に更新する予定がないことが判明いたしましたので、回答は不要とさせていただきます。

- (3) 本町の充電器設置場所についてのPR、周知宣伝等の方法を教えてください。

本町は、充電器の設置を公共施設のPRに繋げていきたいと考えています。そのため、利用者向けの周知のほか、例えば、提案者が運営しているメールマガジン、ホームページ、発行物等において充電器を新規設置した公共施設の紹介をしている場合は、その旨を記載してください。

- (4) 契約期間中の途中解約における取り決め(違約金等)について教えてください。

やむを得ない事情により途中解約となってしまった場合について、その内容について記載してください(違約金や撤去費など)。なお、複数個所に充電器を設置し、その一部分を解約することも途中解約としています。

- (5) 御社の事業の強み、本町へのメリット等について自由に提案ください。

これまでは、本町が提案内容を一定の基準で評価するため対象を限定して質問してきましたが、この設問では、自由に提案内容、効果等を記載してください。

ア 既に他地方公共団体で実績のある事例など、具体的かつ実現性の高いものは、高く評価します。

イ 抽象的で具体性を欠き、又は実現性の低いものは、低く評価します。

ウ 欄内に記載しきれない場合は、別紙で自由提案書を添付してください。この場合は、自由提案書に資料番号を付し、回答欄に当該資料番号を記載してください。